

社会福祉法人滋賀県障害児協会
役員等の職務と報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滋賀県障害児協会（以下「協会」という）の定款第9条および第24条の規定にもとづき、役員等に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の定義を適用する。

- (1) 役員は、理事および監事とし、評議員、参与と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、週のうち概ね3日程度以上を協会の業務に服する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、前記(2)以外の理事、監事をいう。
- (4) 報酬とは、協会の職務執行の対価として支給するものをいう。
- (5) 費用とは、職務執行にともない発生する実費弁済をいい、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対し、職務執行の対価として、別表に定める報酬を支給する。

(報酬の除外)

第4条 この協会の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては報酬を支給しない。

2 役員等自らが報酬の辞退を申し出た場合は支給しない。

(役員等の職務執行の範囲)

第5条 報酬の対象となる業務を以下のように定める。

- (1) 利用者等の支援、各種決裁、役職員等、その他関係者との連絡調整、関係団体との渉外、研修等
 - (2) 理事会、監事会（監事監査）評議員会、統制関係委員会等への出席、事業・会計に関する指導、監督、監査行為
 - (3) 行政による指導監査等への立ち会い
 - (4) その他、法人の運営ならびに牽制等に関する業務
 - (5) 前各号に定めのない業務で、理事長が必要と認めた業務
- (実費弁済の対象となる費用の種別)

第7条 役員等が職務執行にともない負担した費用は実費弁済するものとし、対象となる費用の種別を下記のとおり定める。

- (1) 職務執行、出張、移動にともなう旅費交通費、通行料、駐車料金、宿泊費
 - (2) 出張にともなって発生した食費、参加費、会費等
 - (3) 職務執行に関わる通信費、印刷費
 - (4) その他、理事長が業務執行に必要と認めた費用
- (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に決定する。

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けておこなう。

別表 1（常勤の理事報酬）

役職名	一日の報酬	時間給単価
理事長	30,000円	3,750円
理 事	20,000円	2,500円
一日の業務時間は8時間とし、一日に満たない場合または一日を超過した場合は時間給単価で換算した合計金額を報酬とする。		

別表 2（非常勤の役員報酬）

役職名	一日の報酬	時間給単価
理事長	30,000円	3,750円
理 事	20,000円	2,500円
監 事	20,000円	2,500円
一日の業務時間は8時間とし、一日に満たない場合または一日を超過した場合は時間給単価で換算した合計金額を報酬とする。		

別表 3（評議員・参与）

役職名	一日の報酬	時間給単価
評議員	20,000円	2,500円
参 与	10,000円	1,250円
一日の業務時間は8時間とし、一日に満たない場合または一日を超過した場合は時間給単価で換算した合計金額を報酬とする。		

別表 4（会議等の報酬）

役職名	1回の報酬
常勤の理事	上記別表1～3の規定に関わらず、理事会、評議員会、監事会（監事監査）、統制関係委員会等の会議出席については1回5,000円の報酬とする。
非常勤の役員	
評議員・参与	
評議員選任解任委員	

別表 4（費用弁済の限度額）

食費	宿泊費	自家用車使用時
1食につき2,000円	1泊につき12,000円	実走行距離（km）×15円
食費は、出張・研修等と一体となった交流会・レセプション等においては、限度額に関わらず、その費用全額を弁済する。		

（附則）

1、この規程は、2017年4月1日から施行する。